

はじめに

湿地は、水鳥や湿原の草花、水生昆虫など多様な動植物の生育・生息空間として重要であるばかりでなく、貯水機能や水質浄化といったサービス、魚介類などの水産資源を育む場を提供するなど、様々な恵みをもたらし、私たちの暮らしを支えています。またそうした、湿地と共にある生活を営む中で、私たちはそれぞれの地域における文化・伝統を育んできました。

そのような中、湿地の保全と賢明な利用を目的とするラムサール条約の第 10 回締約国会議が、韓国の昌原市にて開催されました。

日本の釧路開催以来 15 年ぶりのアジア開催となった本会議は、「Healthy Wetlands, Healthy People（＝健康な湿地、健康な人々）」をテーマに掲げ、湿地が人間の生活にもたらす様々な恩恵（＝生態系サービス）や、人間の健康（衛生面）と湿地の関係、また気候変動と湿地の関係など、従来の本条約の枠組を超えた側面にも光を当てようとするものでした。

こうしたテーマの下、本会議では合計 32 本の決議が採択され、日本と韓国の共同提案による「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上（＝水田決議）」も全会一致で採択をされました。

アジアの貴重な食料生産の場である水田は、同時に、農業という人の働きかけによって水が引かれ、形成される湿地であり、そこには多種多様な生物の営みが繰り広げられています。

本決議は、水田を生物多様性保全の観点からも重要な空間として認識し、生物相の調査を進めること、情報交換を行うこと、持続可能な農法や水管理方法を特定し実施することを締約国に呼びかけるものです。

人間活動の影響を受けやすい繊細な環境である湿地生態系は、埋立や干拓、水質汚染や人の関わり方の変化などにより、現在も劣化や消失が世界的に進行しているという課題を抱えています。

こうした湿地を取り巻く状況下において、我が国の良好な景観の形成や文化・伝統とも関わりの深い水田が、生物多様性の保全の場としても大いに注目をされるようになり、より広く多くの方々にラムサール条約における決定事項や決議の内容を知っていただくことが重要となっています。

本資料集がその一助となり、また新たな視点からそれぞれの地域における生物多様性保全のあり方を模索するきっかけとなりますことを期待します。